

官報

号外 昭和四十八年七月九日

第七十二回 参議院會議録第二十七号

昭和四十八年七月九日(月曜日)
午後五時七分開議

○議事日程 第二十九号

昭和四十八年七月九日

午後一時開議

第一 アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案(安田隆明君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案(安田隆明君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、これを議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。安田隆明君。

アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案

右の議案を賛議する。
昭和四十八年七月五日

発議者

安田 隆明
内田 善利

賛成者

青木 一男
岩動 道行
今泉 正二
上田 稔
植木 光教
江藤 智
大竹平八郎
大森 久司
長田 裕二
梶木 又三
金井 元彦
川上 為治
河口 陽一
木内 四郎
木村 睦男
久次米健太郎
楠 正俊
黒住 忠行
源田 実
小林 国司

竹田 現照
向井 長年

伊藤 五郎
石本 茂
岩本 政一
上原 正吉
植竹 春彦
小笠 公昭
大谷藤之助
岡本 悟
鹿島 俊雄
片山 正英
亀井 善彰
川野辺 静
河本嘉久蔵
木島 義夫
君 健男
久保田藤磨
熊谷太三郎
小枝 亨弘
小枝 一雄
小山邦太郎

古池 信三
後藤 義隆
今 春徳
佐藤 一郎
斎藤 十朗
迫水 久常
塩見 俊二
柴田 栄
鳴崎 均
杉原 荒太
世耕 政隆
田口長治郎
高橋 邦雄
高橋 雄之助
橋 直治
玉置 和郎
塚田十一郎
寺下 岩蔵
徳永 正利
中津井 真
中村 禎二
中山 太郎
長屋 茂
西田 信一
温水 三郎
橋本 繁蔵
原 幸雄
原 文兵衛
平井 太郎
平島 敏夫
二木 謙吾
星野 重次
堀本 宜実
町村 金五
松平 勇雄
宮崎 正雄
安井 謙
山崎 五郎

古賀雷四郎
那 祐一
佐田 一郎
佐藤 隆
斎藤 寿夫
志村 愛子
重宗 雄三
柴立 芳文
白井 勇
菅野 儀作
園田 清充
高田 浩運
高橋文五郎
竹内 藤男
棚田 四郎
玉置 猛夫
土屋 義彦
寺本 広作
内藤晋三郎
中西 一郎
中村 登美
永野 鎮雄
鍋島 直紹
西村 尚治
長谷川 仁
初村瀧一郎
林田悠紀夫
松垣徳太郎
平泉 涉
藤田 正明
船田 謙
細川 護熙
増原 恵吉
松岡 克由
丸茂 重貞
八木 一郎
柳田桃太郎
山崎 竜男

山下 春江
山本茂一郎
吉武 恵市
若林 正武
足鹿 覺
西ヶ久保重光
伊部 真
占部 秀男
大橋 和孝
加瀬 完
片岡 勝治
神沢 浄
小谷 守
小柳 勇
沢田 政治
杉原 一雄
鈴木 強
鈴木 力
田中寿美子
竹田 四郎
鶴岡 哲夫
戸叶 武
中村 波男
成瀬 幡治
野々山一三
林 虎雄
藤原 道子
松永 忠二
松本 賢一
村田 秀三
森 元治郎
矢山 有作
横川 正市
和田 静夫
浅井 亨
上林繁次郎
小平 芳平
塩田 啓典

山本 利壽
山内 一郎
米田 正文
渡辺一太郎
阿具根 登
秋山 長造
上田 哲
小野 明
大矢 正
加藤ソツエ
川村 清一
工藤 良平
小林 武
佐々木静子
須原 昭二
杉山善太郎
鈴木美枝子
瀬谷 英行
田中 一
辻 一彦
田 英夫
戸田 菊雄
中村 英男
西村 関一
羽生 三七
藤田 進
前川 且
松本 英一
宮之原貞光
森 勝治
森中 守義
安永 英雄
吉田忠三郎
阿部 憲一
柏原 ヤス
黒柳 明
沢田 実
渋谷 邦彦

昭和四十八年七月九日 参議院會議録第二十七号

アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案

昭和四十八年七月九日 参議院会議録第二十七号

アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案

七二四

- 白木義一郎 鈴木一弘
- 田代富士男 多田省吾
- 中尾辰義 二宮文造
- 原田立 藤原房雄
- 三木忠雄 宮崎正義
- 矢追秀彦 山田徹一
- 栗林卓司 田淵哲也
- 高山恒雄 中沢伊登子
- 中村利次 萩原幽香子
- 藤井恒男 松下正寿
- 村尾重雄 青島幸男
- 喜屋武眞榮 野末和彦
- 山田勇

○安田隆明君 たいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案のアメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案について提案者を代表してその趣旨を説明いたします。

はじめに案文を朗読いたします。

本院は、わが国が唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。広島、長崎、ビキニと三たび原水爆の被害をうけた日本国民は、残虐な大量殺りく兵器である核兵器の全面禁止を強く内外に訴えてきた。しかるに、核兵器の禁止は、いまだおこなわれず、その開発はつづけられ核実験もくりかえされて

幸い、先般行なわれました米ソ首脳会談では、互いに核戦争を避けるための核戦争防止協定が締結され、核兵器の全廃を願う世界の世論はいよいよ高まっており、このようなときに、中国は突如として大気圏核実験を強行いたしました。これは、核兵器に反対する世界の世論を無視するものであり、断じて容認できないところであり、さらにまたフランスは、近く、南太平洋上において大気圏核実験を行なうとしておりますが、これまた国際世論を無視し、核実験の廃止を求め、わが国民の願望を踏みにじるものであつて、われわれは全国民とともに強く反対し、国民もまた、本院に対し深い関心と注目を寄せているところでございます。

われは、核禁止に対する世界人類の願望と、わが国民の悲願とするこの決議案が、わが参議院の良識の中で全党一致の共同提案決議たらんことをこいねがい、数次にわたり各党間の折衝を続けたのでありますが、共産党のみ主張を変え、これがため、ついに全党一致で共同提案の本決議案を提出するに至らなかつたことはまことに遺憾のきわみであり、さらには、本決議案の取り扱ひをめぐり、議院の正常な運営に支障を来たすごとき問題にまで波及するに至りましたことについても、深く遺憾の意を表するものであります。

以上決議案の趣旨を説明いたしました。

本決議案に対し、本院が全会一致をもって御賛同あらんことを心からお願ひする次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。ただいまの決議に対し、外務大臣から発言を求められました。大平外務大臣。

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し上げます。

政府は、これまで国のいかに問はず、また、その理由のいかに問はず、核実験は停止されるべきである旨強く主張するとともに、当該国政府に對し厳重抗議してまいりました。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、あらゆる国の核実験の停止、さらには核兵器の廃止の実現に向かつて関係国の理解と実行を促すべく、今後とも一そう積極的な努力を払ひ所存であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

参議院議長 河野 謙三殿

アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案

本院は、わが国が唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。広島、長崎、ビキニと三たび原水爆の被害をうけた日本国民は、残虐な大量殺りく兵器である核兵器の全面禁止を強く内外に訴えてきた。しかるに、核兵器の禁止は、いまだおこなわれず、その開発はつづけられ核実験もくりかえされて

今回のアメリカの地下核実験、および中国の大気圏核実験、ならびに予定されているフランスの大気圏核実験は、死の灰をもたらし、大気および海洋を汚染し、地球の自然環境を著しく破壊するものとして厳重に抗議し反対する。

政府は、本院の主旨をたいし、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、全面的な禁止協定が締結されるよう努めるとともに、アメリカ、中国およびフランス政府に對し、直ちに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

今回の中国の大気圏核実験によつて、すでにジェット気流に乗つた死の灰が日本上空に到達し、新潟及び金沢では、去る二日朝降りました雨水から、平素の二千倍に当たる放射能の異常数値が検出されるに至つております。もし、このような大気圏での核実験が繰り返されるならば、それによる大気や海洋の汚染は地球の自然環境を破壊し、ひいては人類の生存そのものを脅かすものであつて、日本国民のみならず、政治社会体制のいかに問はず世界のあらゆる国民の幸福を根底からゆり動かすものといわなければなりません。(拍手)

なお、大気圏核実験のほかに、依然として地下核実験が行なわれている事実は遺憾であり、われわれは、地下核実験も含め、いかなる国の行なう実験に對しても断固として反対するものであります。そして、人類を破壊に追い込むこれら核兵器の恐怖からのがれる道は、その製造、実験、貯蔵及び使用を禁止する国際協定が結ばれることであり、そののみが真の恒久平和への道であると確信し、われわれは、政府が大気圏核実験に関する中国及びフランス並びに地下核実験に関する米國諸国政府に對し、直ちに適切な措置を講ずることを要請するものであります。

最後に、今回の決議案の上程にあつては、わ

われは、核禁止に対する世界人類の願望と、わが国民の悲願とするこの決議案が、わが参議院の良識の中で全党一致の共同提案決議たらんことをこいねがい、数次にわたり各党間の折衝を続けたのでありますが、共産党のみ主張を変え、これがため、ついに全党一致で共同提案の本決議案を提出するに至らなかつたことはまことに遺憾のきわみであり、さらには、本決議案の取り扱ひをめぐり、議院の正常な運営に支障を来たすごとき問題にまで波及するに至りましたことについても、深く遺憾の意を表するものであります。

以上決議案の趣旨を説明いたしました。

本決議案に対し、本院が全会一致をもって御賛同あらんことを心からお願ひする次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。ただいまの決議に対し、外務大臣から発言を求められました。大平外務大臣。

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し上げます。

政府は、これまで国のいかに問はず、また、その理由のいかに問はず、核実験は停止されるべきである旨強く主張するとともに、当該国政府に對し厳重抗議してまいりました。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、あらゆる国の核実験の停止、さらには核兵器の廃止の実現に向かつて関係国の理解と実行を促すべく、今後とも一そう積極的な努力を払ひ所存であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

今回のアメリカの地下核実験、および中国の大気圏核実験、ならびに予定されているフランスの大気圏核実験は、死の灰をもたらし、大気および海洋を汚染し、地球の自然環境を著しく破壊するものとして厳重に抗議し反対する。

政府は、本院の主旨をたいし、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、全面的な禁止協定が締結されるよう努めるとともに、アメリカ、中国およびフランス政府に對し、直ちに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

今回のアメリカの地下核実験、および中国の大気圏核実験、ならびに予定されているフランスの大気圏核実験は、死の灰をもたらし、大気および海洋を汚染し、地球の自然環境を著しく破壊するものとして厳重に抗議し反対する。

政府は、本院の主旨をたいし、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、全面的な禁止協定が締結されるよう努めるとともに、アメリカ、中国およびフランス政府に對し、直ちに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

今回の中国の大気圏核実験によつて、すでにジェット気流に乗つた死の灰が日本上空に到達し、新潟及び金沢では、去る二日朝降りました雨水から、平素の二千倍に当たる放射能の異常数値が検出されるに至つております。もし、このような大気圏での核実験が繰り返されるならば、それによる大気や海洋の汚染は地球の自然環境を破壊し、ひいては人類の生存そのものを脅かすものであつて、日本国民のみならず、政治社会体制のいかに問はず世界のあらゆる国民の幸福を根底からゆり動かすものといわなければなりません。(拍手)

なお、大気圏核実験のほかに、依然として地下核実験が行なわれている事実は遺憾であり、われわれは、地下核実験も含め、いかなる国の行なう実験に對しても断固として反対するものであります。そして、人類を破壊に追い込むこれら核兵器の恐怖からのがれる道は、その製造、実験、貯蔵及び使用を禁止する国際協定が結ばれることであり、そののみが真の恒久平和への道であると確信し、われわれは、政府が大気圏核実験に関する中国及びフランス並びに地下核実験に関する米國諸国政府に對し、直ちに適切な措置を講ずることを要請するものであります。

最後に、今回の決議案の上程にあつては、わ

われは、核禁止に対する世界人類の願望と、わが国民の悲願とするこの決議案が、わが参議院の良識の中で全党一致の共同提案決議たらんことをこいねがい、数次にわたり各党間の折衝を続けたのでありますが、共産党のみ主張を変え、これがため、ついに全党一致で共同提案の本決議案を提出するに至らなかつたことはまことに遺憾のきわみであり、さらには、本決議案の取り扱ひをめぐり、議院の正常な運営に支障を来たすごとき問題にまで波及するに至りましたことについても、深く遺憾の意を表するものであります。

以上決議案の趣旨を説明いたしました。

本決議案に対し、本院が全会一致をもって御賛同あらんことを心からお願ひする次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。ただいまの決議に対し、外務大臣から発言を求められました。大平外務大臣。

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し上げます。

政府は、これまで国のいかに問はず、また、その理由のいかに問はず、核実験は停止されるべきである旨強く主張するとともに、当該国政府に對し厳重抗議してまいりました。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、あらゆる国の核実験の停止、さらには核兵器の廃止の実現に向かつて関係国の理解と実行を促すべく、今後とも一そう積極的な努力を払ひ所存であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

〔安田隆明君登壇、拍手〕

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

堀出 啓典君
野末 和彦君
藤原 房雄君
原田 立君
高田 浩運君
矢追 秀彦君
阿部 憲一君
峯山 昭範君
柏原 ヤス君
中尾 辰義君
宮崎 正義君
温水 三郎君
二宮 文造君
小平 芳平君
小山邦太郎君
原 文兵衛君
永野 鎮雄君
松垣徳太郎君
亀井 善彰君
石本 茂君
安田 隆明君
丸茂 重貞君
山内 一郎君
小笠 公韶君
大森 久司君
植竹 春彦君
柳木 亨弘君
矢野 登君
高橋 邦雄君
古賀雷四郎君
河本嘉久蔵君
渡辺一太郎君
高橋雄之助君
中津井 真君

喜屋武眞榮君
内田 善利君
栗林 卓司君
中村 利次君
上林繁次郎君
三木 忠雄君
木島 則夫君
田代富士男君
川上 為治君
渋谷 邦彦君
高山 恒雄君
山田 徹一君
多田 省吾君
向井 長年君
中村 登美君
中村 楨二君
長屋 茂君
小林 国司君
長田 裕二君
佐藤 隆君
二木 謙吾君
玉置 和郎君
宮崎 正雄君
堀本 宜実君
植木 光教君
木内 四郎君
鬼丸 勝之君
志村 愛子君
柴立 芳文君
黒住 忠行君
初村瀧一郎君
上田 稔君
佐田 一郎君
寺本 広作君

久保田藤磨君
柳田桃太郎君
岩動 道行君
徳永 正利君
米田 正文君
大竹平八郎君
伊藤 五郎君
安井 謙君
那 祐一君
吉武 恵市君
編島 直昭君
伊部 真君
片山 正英君
嶋崎 均君
山本茂一郎君
楠 正俊君
西村 尚治君
森中 守義君
中村 英男君
森 元治郎君
山口長治郎君
羽生 三七君
鶴園 哲夫君
片岡 勝治君
須原 昭二君
神沢 浄君
加藤 進君
和田 静夫君
中村 波男君
森 勝治君
塚田 大願君
須谷 英行君
須藤 五郎君
横川 正市君
戸叶 武君
河田 賢治君
加瀬 完君
小野 明君

木村 隆男君
船田 謙君
岡本 悟君
鹿島 俊雄君
柴田 栄君
江藤 智君
平井 太郎君
後藤 義隆君
迫水 久常君
塩見 俊二君
稲嶺 一郎君
川野辺 静君
梶木 又三君
前川 且君
野々山一三君
内藤管三郎君
松永 忠二君
平島 敏夫君
阿久根 登君
山崎 昇君
八木 一郎君
藤原 道子君
鈴木 強君
辻 一彦君
香脱タケ子君
鈴木美枝子君
安永 英雄君
川村 清一君
鈴木 力君
村田 秀三君
星野 力君
西ヶ久保重光君
竹田 現昭君
大矢 正君
小柳 勇君
岩間 正男君
吉田忠三郎君
田中 一君

國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

議長の報告事項

去る六日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

一、公聴会の問題

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について

一、開会の日

昭和四十八年七月十六日

右の通り議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和四十八年七月六日

参議院議長 河野 謙三殿
運輸委員長 長田 裕二

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

総合研究開発機構法案

地価公示法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

総合研究開発機構法案

地価公示法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

一昨七日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

医療保障基本法案(須原昭二君外六名発議)

同日議員から左の議案が撤回された。

すべての核保有国にたいし、核実験と核兵器の全面禁止を求める決議案(須藤五郎君発議)

同日議員から左の質問主意書が提出された。

不動産登記法第五十五条についての法務省民事局長通達に関する質問主意書(鈴木強君提出)

〔第二十四号参照〕

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十八日

参議院議長 河野 謙三殿
商工委員長 佐田 一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業信用保険について、普通保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げるとともに、公害防止保険のてん補率を引き上げて、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年

昭和四十八年七月九日 参議院会議録第二十七号 議長の報告事項

昭和四十八年七月九日 参議院會議録第二十七号 議長の報告事項

度一般会計予算において、中小企業信用保険公庫への出資金として、百五十億円(融資基金百億円、保険準備基金五十億円)が計上されている。なお、昭和四十八年度政府関係機関予算総則において、中小企業信用保険公庫の保険価額の総額は二兆七千万円と定められている。

審査報告書

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十八日

商工委員長 佐田 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、昭和四十八年二月十四日に実施された円の変動相場制再移行により、輸出取引に関連のある中小企業者の事業活動に支障を生じている実情にかんがみ、当該中小企業者に対し中小企業信用保険法の特例措置等を講ずるため、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の有効期間を二年間延長する等所要の改正を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

開拓融資保証法の廃止に関する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十八日

農林水産委員長 亀井 善彰

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、開拓者の営農の進展及び営農資金の融通の状況等にかんがみ、開拓融資保証法に基づき行なわれている開拓者等の営農資金に係る債務保証等を、農業信用保証保険法に基づく制度によつて行なうこととするため、開拓融資保証法を廃止するとともに、開拓融資保証協会の権利及び義務を、農業信用基金協会及び農業信用保証協会が承継すること等に関し、所要の措置を講じようとするものであつて、妥当と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

費用

本法施行のため、昭和四十八年度一般会計予算に、開拓融資保証制度の農業信用保証保険制度への移行に必要な経費約四億六千四百万円が計上されている。

政府は、わが国農業の直面している厳しい諸情勢にかんがみ、食料の国内自給度の向上とその安定的供給を確保するため、農用地の積極的拡大等各般の施策の充実強化に努めるとともに、本法の施行にあつては、統合の円滑な推進を図るため、都道府県ならびに開拓融資保証協会、農業信用基金協会および農業信用保証協会等の関係団体を十分指導し、特に、統合後も開拓融資保証制度の長所を生かす等、統合が開拓者にとつて不利益とならないよう十分配慮し、また、開拓行政の一般農政への移行にあつては開拓事業の完全実施を図るよう左記事項に留意して、遺憾なきを期すべきである。

附帯決議

一、統合後における農業信用基金協会および農業信用保証協会の運営については、開拓関係者の役員としての参加等、開拓者の意向が十分に反映するよう措置すること。
二、開拓融資保証協会の職員については、原則として農業信用基金協会または農業信用保証協会が引き継ぐことによりその身分の安定を図ること。
三、統合に当たっては、開拓融資保証協会において事前に所要の代位弁済、不良債権の償却を適切に行なうよう措置すること。
四、統合後における開拓者に対する資金融通をより一層円滑にするため、金利、保証限度額、保証決定の審査、融資保険の運用等、融資・保証業務の実施方法について配慮すること。
五、開拓営業のすぐれた特性を生かす上で、開拓地における営農基盤整備の重要性にかんがみ、開拓地の道路等補修事業等については、必要に応じて追加事業も含め、一層の推進を図ること。
六、開拓者に対し売り渡された土地のうち売渡登記が未済のものにつき、その登記の促進に努めること。
七、開拓者負債対策について遺憾なきを期するとともに、都道府県開拓農業協同組合連合会の再編整備事業については、十分指導および助成措置を講ずること。
右決議する。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十八日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法は、最近における内外の経済情勢の

変化に対処し、通商産業行政の強力な推進を図るため、通商産業省の鉱山石炭局と公益事業局とを統合して、同省の外局として資源エネルギー庁を設置するとともにその他の本省内部部局についてもこれを全面的に再編整備しようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

費用

本法施行に伴う経費は約十八億五千八百四十八万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 一部 五十円 (送料別) 発行所 東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(六代)